

医療費が 高額になった時の健康保険 要点まとめ

 Money Forward クラウド

※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご利用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2025年4月時点の内容となっております。最新の情報は国の資料等をご確認ください。

医療費が高額になった時の健康保険 要点まとめ

高額療養費制度は、医療費の月毎自己負担が上限を超えた場合、超過分が戻る制度。同一保険内の家族分も合算可（世帯合算）。70歳未満は自己負担2.1万円以上のみ、70歳以上は全額が対象。

年齢・所得で区分。以下は協会けんぽ例。

(多数回：過去1年3回以上支給で4回目から限度額↓。保険者変更でリセット注意)

<70歳未満>

• 年収約370～770万円：80,100円＋（総医療費-267,000円）×1%（多数回44,400円）

• 住民税非課税：35,400円（多数回24,600円）

<70歳以上75歳未満>

• 一般（課税所得145万円未満等）：外来(個人) 18,000円（年上限144,000円）、世帯57,600円（多数回44,400円）

• 現役並みⅠ（課税所得145万円以上）：80,100円＋（総医療費-267,000円）×1%（多数回44,400円）

• 住民税非課税：外来(個人) 8,000円、世帯24,600円または15,000円

(注)総医療費は保険適用10割分。現役並みⅢ/Ⅱは70歳未満の対応区分参照。

医療費が高額になった時の健康保険 要点まとめ

手続き

・事前（窓口負担減）：

1. マイナ保険証：医療機関で提示、情報提供に同意。
2. 限度額適用認定証：保険者に申請し交付後提示。70歳以上一般・現役IIIは不要。

・事後（払戻し）：高額療養費支給申請書を保険者に提出。時効：診療翌月初日から2年。

窓口負担例（70歳未満、年収約370～770万円、総医療費100万円）

自己負担限度額：80,100 + (1,000,000 - 267,000) × 1% = 87,430円

- ・認定証なし：窓口30万円支払、後日212,570円還付。実質87,430円。
- ・認定証あり/マイナ利用：窓口支払87,430円。（注意：差額ベッド代、食費等保険適用外は対象外）